

平成 16 年 9 月 24 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

統合比率の有効期限の延長について

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、平成 16 年 8 月 24 日、株式会社 U F J ホールディングスおよび株式会社 U F J 銀行(以下「U F J グループ」)に送付した「統合比率等に関するご提案」において「本統合比率の提案については、9 月 24 日までを有効としております」と記載しておりましたので、今後の方針について下記の通り説明致します。

また、当社は、本日付で、U F J グループに対し、「統合比率の有効期限の延長についてのご提案」(以下「提案書」)を送付致しましたのでお知らせします。

1. 統合についての基本的考え方

当社と致しましては、U F J グループと当社グループの統合こそが、両グループの株主、お客さま、従業員にとって最適の選択肢であると考えており、U F J グループとの統合を目指す方針に変更はございません。U F J グループが当社グループとの統合を前向きにご検討頂けることを引き続き強く期待しております。

一方で、当社と致しましては、今後、統合比率を含め U F J グループと三菱東京フィナンシャル・グループの統合協議がどのように進むのか、U F J ホールディングスの株主の皆様がどのように考えられるのか等、情勢を注視しつつ、U F J グループとの統合の実現に向けた具体策を講じていく所存です。

2. 統合比率の延長について

統合比率提案の有効期限については、平成 16 年 9 月末までの U F J グループへの資本提供手続きを勘案して設けておりましたが、当社と致しましては、上述の通り統合を目指す方針に変更はないため、提案の有効期限を平成 17 年 6 月末まで延長する旨、提案書に記載しております。

3. 統合比率について

統合比率については、平成 16 年 8 月 24 日に提示した「U F J ホールディングス株式 1.0 株に対し三井住友フィナンシャルグループ株式 1.0 株」を引き続き提案致しております。なお、本統合比率は U F J ホールディングスの株主の皆様にとっては勿論のこと、当社の株主の皆様にとっても依然十分に価値向上に繋がる比率であると考えております。

なお、新聞報道等において「弊社が発行している優先株式の転換を考慮すると統合比率が変化する」との指摘がございましたが、優先株式の転換をも考慮した上で提案しているものであり、優先株式の希薄化によって統合比率が変化することはありません。また、現在の当社の株価は優先株式の希薄化影響を織り込んだ上で市場において形成されていると認識しており、U F J ホールディングスの株主の皆様にとってのプレミアムについても、何ら影響を受けるものではないと考えております。

以 上